

【総領事館からのお知らせ：在外選挙のお知らせ】

平成24年11月28日(総12第30号)
在デンパサール日本国総領事館

第46回衆議院総選挙に伴う在外選挙が、12月5日より実施される予定です。

投票方法や日時等の概要を以下のとおりご案内いたしますので、在外選挙人証をお持ちの皆様におかれましては、是非とも在外選挙にご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の選挙より、選挙公報がインターネットでも閲覧できるようになりました。選挙公報は、4日の公示後、各選挙管理委員会のホームページでご覧いただけます。外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/syugiin/121216.html>) のリンクからご利用ください。

1. 当館での投票

(1) 投票期間及び日時

投票期間：12月5日(水)～12月9日(日)

投票時間：午前9時30分～午後5時

(2) 投票場所

在デンパサール日本国総領事館

(3) 必要書類

- ・在外選挙人証
- ・パスポート原本(パスポートを提示出来ない場合は公的機関が発行した写真付き身分証明書)

2. 郵便等投票

(1) 請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>) からダウンロードしてください。

(2) 投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の12月16日(日)の投票所閉鎖時刻(原則午後8時)までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

3. 日本国内における投票

一時帰国中の方や、本帰国後間もない方が、日本国内の投票所で投票する方法です。

日本国内に於ける投票の詳細については、在外選挙人証を発行した選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

4. 在外選挙人証を取得されていない方へ

海外から国政選挙に投票するためには、在外選挙人名簿への登録申請を行い事前に日本の選挙管理委員会より在外選挙人証を取得しておく必要があります。申請の受付は、お住まいの地域を管轄する大使館・総領事館・出張駐在官事務所で行っています。在外選挙人名簿への登録申請手続きを済まされていない方は、今回の衆議院総選挙に伴う在外投票には間に合いませんが、今後の在外選挙において投票できるようにするため登録申請手続きをお願いいたします。

以上